

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証基準細則（2012年細則第2号）第2条表中の通信を認める場合の基準

（2012年6月14日理事会）

認定社会福祉士認証・認定機構研修認証基準細則（2012年細則第2号）第2条表中の通信を認める場合の基準は、次のとおりとする。

1. 面接授業以外の研修時間（自宅学習・通信）は、科目の必要とする時間の3倍とする。（1単位の科目の場合、通信では45時間の学修が必要）
2. 面接授業以外の研修時間（自宅学習・通信）の占める割合は、科目の必要とする時間の1/2以下とする。（1単位の科目の場合、通信では0.5単位まで可能）
3. 研修認証申請において、研修方法に使用教材について記載すること。また、添削担当者を講師として届出事項に記載すること。